

令和8年度

第1回 堺市アスベスト対策推進庁内委員会

令和8年5月19日

次 第

【審議事項】

令和8年度の取組

1. 監視指導チームの取組

(1) 吹付けアスベスト除去工事等への補助

民間施設におけるアスベスト対策を推進するため、吹付けアスベストの含有調査及び除去工事等に対して補助を行う。

(参考：前年度までの実績)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
分析調査件数	2	1	1	0	2	0	0	1
除去等件数	3	0	0	1	2	0	0	1

(2) 建築物の解体等に対する局連携による監視・指導

民間施設の解体等工事における建設リサイクル法に基づく解体工事情報及びアスベスト事前調査結果報告情報を活用し、解体等工事の現場に対して飛散及びばく露対策に関する法令遵守の監視・指導を行う。

(参考：前年度までの実績)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
現場確認件数	1,131	1,134	885	1,023	1,131	987	1,024	1,202

(3) 工作物に対する事前調査資格要件改定に関する周知啓発

改定内容の理解を促進するため、市有施設の管理に従事する職員等に対し周知啓発を行う。

2. 災害対策チームの取組

(1) ボランティア活動におけるアスベスト対応

被災地における災害ボランティアのアスベストばく露を防止するため、効果的な情報提供や注意喚起の具体的な方法について、堺市社会福祉協議会のボランティア支援担当と検討を継続する。

(2) 避難所運営におけるアスベスト対策

本市の指定避難所における災害時のアスベスト対策に必要な事項について、引き続き危機管理室と検討を進めることと併せて、避難所運営に関する研修やマニュアルへの反映等平時における準備について協議を行う。

(3) その他の災害対策の検討

上記の対応に加え、令和8年4月に改訂された環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（第4版）」で新たに追加された対策の内容について検討を行い、必要となる事項を「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル」へ反映する。

3. 健康支援チームの取組

(1) 石綿検診の実施・受診勧奨

環境省が実施する「石綿読影の精度に係る調査」を受託し、「堺市石綿検診」を実施する。また、市ホームページや広報さかいを通じて周知、各保健センターでのチラシの配架により受診を勧奨する。

(参考：前年度までの実績)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
受診申込件数	52	33	46	52	68	47	49	52
CT実施件数	47	28	8	18	18	13	12	5

※令和2年度以降は、肺がん検診のX線画像で異常があった受診者のみ胸部CTを撮影する方法に変更

(2) 検診受診者の健康管理支援

検診受診者に、石綿読影の精度に係る調査の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布し、自主的、継続的な健康管理を支援する。

(3) 石綿健康被害救済制度の周知

(独) 環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページや広報さかいにより広報周知する。

(4) 庁内施設管理担当者等への周知

施設管理に従事する職員等に対し、アスベスト対策の理解促進の一環として、石綿関連健康支援施策等に関する研修を行う。

4. 市有建築物チームの取組

(1) 市有施設の定期点検

「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」に基づき施設点検を実施する。

点検時期（予定）	対象とする建材	点検内容
第1回（7月頃）	レベル1～レベル3	損傷、劣化等がないか点検し結果を記録
第2回（2月頃）	レベル1、レベル2	

(2) 施設管理者等への研修

市有施設の管理者として必要なアスベストに関する知識やアスベスト対策に関する技術力の向上に向け、施設管理に従事する職員等に対し、研修を実施する。

(3) アスベストに関する文書の保存

市有施設におけるアスベスト建材の使用履歴を残し、将来においても市民等が知ることができるよう、設計図書やアスベスト除去届出等関係書類の長期保存の仕組みについて検討を継続する。

(4) 市有施設におけるアスベスト含有建材管理の充実

市有施設のアスベスト含有建材管理は、「堺市公共建築物等におけるアスベスト含有建材点検・管理マニュアル」に基づき「アスベスト含有建材共用データベース」を運用して実施しているが、令和4年11月の運用開始から3年が経過し、これまでの施設管理やアスベスト対策における課題を踏まえ、仕組みの充実に向けて検討を実施する。

5. その他の取組

(1) アスベスト対策についての啓発

アスベスト対策についての民間施設における取組や、市民の理解を促進するため、市ホームページや広報さかい、昨年度に作成したパンフレット等を活用し、アスベストに関する情報提供や啓発を行う。

また、解体等工事におけるリスクコミュニケーションの促進のために開催される説明会等においても、パンフレットの活用を促進する。

(2) 学校教育

小学校6年生と中学校2年生を対象に、健康教育の一環として「がんに関する教育指導資料」等を活用したがん教育の中で「アスベストとは」や「アスベストの繊維が肺がんを起こす可能性があること」等を授業内容として実施する。